

# 平成30年度第11回南関町農業委員会会議録

平成31年2月8日(金)  
午前9時30分開会  
南関町公民館2階視聴覚室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
  - 5番 原 靖 君
  - 6番 山 本 精 武 君
5. 議 事
  - 第38号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第39号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第40号議案 農地利用集積計画の承認について
  - 第41号議案 非農地通知について
6. その他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松村 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

## 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

## 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 東田 彰夫 君  
書 記 上田 賢 君

平成30年度第11回南関町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成30年度の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（東田 彰夫君） 本日は、委員の皆様、全員出席でございますので、総会が成立することを報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を4番、矢野委員さん、よろしくをお願いします。

○4番（矢野 房幸君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） おはようございます。ご苦労さんでございます。

ここにきましてですね、雨、雨、雨ですね、なかなか農作業のほうもはかどらないかと思えます。また気温のほうはですね、かなり高くなりまして、寒暖の差が激しいということですね、風邪とかなんとかにですね、注意していただきたいと思えます。

先日県ですね、委員長、局長の研修会がございまして、その中でですね、やはり農地の集約ですね、これがかなりよそは進んでいるようでございましてですね、平成29年度は440,001haで、シェアが55.2%となったということですね、かなり他の町村あたりでは進んでいるようでございますが、我が南関町はですね、その集約は進んでおりますが、昔でいうヤミ小作ですね、この分がまだまだ大半かと思えますのでですね、このあたりをですね、今後力を入れてですね、農家に中間管理機構を通した中でのですね、借り貸し、そして集積にですね、全力を尽くしていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それと先日とですね、先々日がですね、鹿島だったかな、（鹿島の声）鹿島市ですね、農業委員会を研修しました。ここもですね、海ばたから平坦地から山付きまであるということですね、かなり苦労しているようでございますが、何年て言

われたですかね、みかんの最盛期のころですね、80町か国営事業でですね、開墾されましてみかんを植えられたということでございますが、それがですね、今になりますと荒れてきているということで、どうしようもない状況でございますということでございました。やはりですね、私のところも今日も出ておりますがですね、かなりの件数が非農地化に取り組んでおりますがですね、そういうところは非農地化もできないということでですね、苦慮されているところでございました。やはりいづこも同じかなあという感じでございました。

そういうことでですね、私たちもあと50日の任期でございます。最後までですね、精一杯努力していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、会長にお願いしたいと思っております。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、申し上げます。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入ります。

これより議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として、5番、原委員、6番、山本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、議案審議に入りたいと思っております。

第38号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、第38号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転の許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は取り下げになっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） 第38号議案のほうは取り下げだそうでございます。

続きまして、第39号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第39号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成31年1月22日、申請番号193号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は、瓦製品置き場、駐車場です。

2番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成31年1月22日、申請番号194号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は、一般個人住宅です。

3番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成31年1月24日、申請番号195号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は、太陽光発電施設です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第39号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可申請3件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

まず6番、山本委員、お願いいたします。

○6番（山本 精武君） 6番の山本です。昨日事務局と現地確認してきました。場所は上坂下の〇〇〇商店から〇〇〇に入る町道沿いにありました。この写真はきれいになんか田んぼをしてあるような感じで受けますけども、黒く塗ってあるところが今度の場所ですけど、ここはそれなりに管理してありましたけど、この周りはほとんどアワダチソウばかりでした。なんか資材置き場として、町道を横断して材料を置くような計画ということでしたけど、事務局から補足説明をするということを知っていますので、その補足説明が終わったあとに審議していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。それでは、2番のほうを私が説明いたします。

これは〇〇〇から〇〇〇のほうに入ってですね、〇〇〇に抜け線の町道でございまして、現在はですね、荒れていて耕作はされていないようございまして。また、隣の広い畑もですね、譲受人の土地ということございましてですね、同意も取れ、また下の方も同意も取れているということございまして、北側に建てるというこ

とですね、日照問題もないかと思っておりますので、問題ないかと思っております。よろしくお願ひしときます。

続きまして、1番、松本委員、お願ひいたします。

○1番（松本 泰典君） はい、1番の松本です。

2月の4日、現地確認に参りました。場所は〇〇〇のすぐ横です。現在は栗山になって、年数的に何十年か経ったような栗が立ってました。現状は太陽光ということで問題ないと思っておりますけど、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

1番の補足説明をお願ひいたします。

○事務局（上田 賢君） では、1番の案件に関しまして、事務局より補足説明をさせていただきます。

別添でお送りしておりますA4の色分けを、カラーのやつをご覧になっていただいでよろしいでしょうか。先にお配りしている航空写真のやつは上が北になりますけれども、そのカラーのやつは上が西になりますので、方角的にはちょっと変わってきますので、そこはご注意ください。

上のほうですね、右側のほうが申請地になります。色分けの内容としましては、宅地が、宅地雑種地が赤、田んぼが青、畑が黄色、山林が緑、そして水路が水色で道路、里道が茶色で色分けをしております。農地転用のですね、転用許可の審査をするときの条件としまして、その農地が第何種農地に該当するかというものがございます。

大きく分けると南関町では四つ分かれます。一つは、通常農振地といわれるやつですね、農用地区域のやつ、それと第1種、第2種、第3種というふうに分かれるんですが、第1種農地というものは、農地の広がり概ね10ha以上ある農地、農地がつながっていて10ha以上あれば、第1種農地に該当するというふうになります。こちらの第1種農地に該当した場合には、原則転用不許可というふうになっております。

こちらの農地なんですけれども、もうずっと農地がつながっている状態になってまして、約11haの農地の広がりがあるところになります。以上のことから、例外規定に該当しない限り、こちらの転用に関しては不許可となりますので、不許可とせざるを得ませんので、ことをご説明申し上げます。

以上、事務局からの補足説明とさせていただきます。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問ございませんか。（・・・許可できなくて、農地、許可できないという・・・の声）ただ

いまの件は、10ha以上だから許可できないということです。第1種農地ということ。

○事務局（上田 賢君） 通常であればですね、転用されるときには、事前に農業委員会のほうにご相談があります。そして、農業委員会としては、疑義がある場合については県のほうと協議をしてですね、第何種農地に該当するかというのを常に回答しております。

ただ、今回の案件に関しましては、事前に相談を受けていたんですけど、その回答が出る前に、もう申請するからということで申請があったという形になっております。なので、今までめったにない不許可という形にならざるを得なかったという形になります。

○5番（原 靖君） 農振のところで、農振を除外されるときには何か手前でありましたですね、農業委員会に諮って。

○事務局（上田 賢君） 農振の個別除外のときですかね。はい、そのときも農業委員会のほうで、転用が可能かどうか、ここの可能かどうかというのは、第何種農地に該当するかというところを含めたところの審査をして、回答をしているところであります。そういった形で事前に通常は手続き的には踏んでいくような形にはなるんですけれども。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。  
はいどうぞ、松本委員。

○1番（松本 泰典君） ここは県道側の田んぼは、県道拡張で田んぼばなんですか、宅地にされてるみたいばってん、それは関係なかつですか。こちらの県道側のほう。南関に向かって県道側のほうのあそこは、県道拡張で道路をこっちへ、元商店のあったほうさん寄とっじゃなかですか。あそこの裏側は田んぼやったでしようが。（そうなんですかねの声）あそこは宅地になとっじゃなかですか今、その分なこれと関係なかわけ。

○事務局（上田 賢君） あそこの三ツ角の。

○1番（松本 泰典君） そうそう、三ツ角から南関のほうさん行くところ、南関に向かって左側のほう。

○事務局（上田 賢君） 具体的な年数を私もちよっと思い出せないんですけども。

○1番（松本 泰典君） まだ10年経たんたい。

○事務局（上田 賢君） いや、平成ですね23年かな、そのときの規定については、私もちよっとどれを適用したかわからないんですけど、一つは、先ほど申し上げた第1種農地の条件というのが、平成23年ぐらいだったと思うんですけども、20haから10haに法改正がありまして変更になっております。

もう一つは、さっき申し上げた例外規定ですね、に該当したのかもしれないです。ちょっと細かく申し上げると結構数がいっぱいあるのであれなんですけども、集落接続といって、家がずっとつながっているところに、新しく家がそこにつながりで建つとか、そこに住んでいる人が代表を務める自分が持っている農地なら転用が許可とかいう、例外規定が幾つかあるんですよ。そういったものに該当したのかもしれないです。

○1番（松本 泰典君） しかし宅地やったばってん家は建っとらんたい、今。もともと宅地があって、その宅地の分が道路にかかったけん、裏側の田んぼのほうに引っ込んだということだろう。

○事務局（上田 賢君） 私は別のところを言いよるかもしれんですね。

○議長（松村 公正君） あの坂のどこじゃろ。

○1番（松本 泰典君） 三叉路んあつてでしょうが。

○事務局（上田 賢君） 三叉路あるでしょう。

○1番（松本 泰典君） 交差点ば南関のほうに向かってすぐ左側たい。

○6番（山本 精武君） カーブがあるでしょうが、全部田んぼやったのが、みんな埋め立てして宅地状態になってるたいな、現況は。ここ2、3年のうちになったわけですたいね。

○議長（松村 公正君） 無断転用じゃろほんなら。

○1番（松本 泰典君） ああそうですか。ばってん転用になつとつとかなあと思うてから。

○6番（山本 精武君） あそこは現実になってます。

○1番（松本 泰典君） わかりました。これは、この申請のところは、柴田川が通つとろ、これまたがつとるわけ。柴田川の右岸になると左岸になると、またがつとるわけ。

○事務局（上田 賢君） 何がですか。

○1番（松本 泰典君） これは柴田川をまたがってするところ。こら柴田川（川はこっちの声）これは〇〇〇やろもん。（〇〇〇の声）〇〇〇のすぐ下に川あるやん。（右すみの黒いとこの声）ああ、まだ先か。

○事務局（上田 賢君） はい、まだ全然手前です。

○1番（松本 泰典君） ああ、すみません、はいはい。

○議長（松村 公正君） 〇〇〇との中間ぐらい。

○1番（松本 泰典君） まだ奥たい、〇〇〇のすぐ近くたい。

○議長（松村 公正君） はいはい、もうすぐ近くです。

○1番（松本 泰典君） すみません。

○副会長（竹島 久利君） ○○○の排水路はある。道路の横に排水路はあつです。

○1番（松本 泰典君） こっちは町河川だけん下のほうは、排水路は関係なか。

○副会長（竹島 久利君） 下のほうは町河川だけん、上のほうは○○○の排水路は、道路の横に排水路は付いてる。

○1番（松本 泰典君） もう私はよございます。どうぞ。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございましたら、採決に入りたいと思います。

第1号のほうはですね、先ほどからありますように第1種農地ということですね、不許可ですか、ということですね、また2番、3番についてはですね、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） はい、異議なしと認め、第39号議案は、原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、第40号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。第40号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、期間は19年11カ月で、面積は8,925㎡です。

3番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は19年11カ月で、面積は811㎡です。

4番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は19年11カ月で、面積は788㎡です。

5番と6番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は19年11カ月で、面積は1,654㎡です。

7番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は19年11カ月で、面積は517㎡です。

8番と9番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は6年2カ月で、面積は1,894㎡です。

10番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は5年で、面積は1,317㎡です。

11番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、

期間は3年で、面積は2,086㎡です。

12番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は3年で、面積は1,279㎡です。

13番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は10年で、面積は1,185㎡です。

14番と15番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は10年で、面積は2,548㎡です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。第40号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画11件でございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質問ございませんか。ございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第40号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第40号議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、第41号議案、「非農地通知について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 第41号議案、非農地化について、非農地申請についてご説明いたします。

提案理由は別添のこちらの表の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するかを本会において審査を求めるものであります。なお、本会の審査の結果、非農地に該当すると判断した場合には、所有者に対し非農地通知書を、県・法務局等の関係機関に対し非農地一覧表を送付するものであります。

今回審査を求めますのは、別添資料で提出しております106筆でございます。

内容をご説明いたします。非農地一覧表をご覧ください。

現況の状況については記載のとおりです。また、一覧表のうち理由が、すみません、右から2番目になりますけれども、理由番号が1番のものについては、竹や雑木等により農地への復元が困難なものであり、77筆で98,401㎡となっております。

また、理由番号が2番のものについては、周辺を山林に囲まれておったり、進入路がなくなったりと、農地への復元が困難で、かつ農地の継続的な活用が困難な農地である農地になります。29筆、31,849㎡となっております。

資料番号の番号がですね、今、回して見ていただいております図面番号と合致いたしますので、そちらをご覧くださいいただければと思っております。

以上のことから、農地に該当しないとすることが適当であると判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(雑談)

- 1番(松本 泰典君) じゃあこれば認めたらここは山林になつと雑種地になつと。
- 事務局(上田 賢君) 基本は山林です。山林か原野になります。そこは登記上の話になってくるけんですね、ちょっとどっちかていうのは言えんですけど大体山林になるほうが多いかなと思います。
- 1番(松本 泰典君) そこは地主さんの意向でしょうか。
- 事務局(上田 賢君) いや、意向ていうかですね、現況に合わせてからこうやってわかるような・・・。
- 議長(松村 公正君) 大体この間も出たばってんが、畑のあつて、ここばすんならば、ここは大体原野にせんといかんとじゃなかつかて。いや、山林なら隣の、結局は杉植えたりなんたりしたっちゃかまわんけんね。だけん、大体今までのあれは、田んながきて、原野がきて山になつとるもんね。
- 事務局(上田 賢君) ああそうですね、基本はですね。
- 議長(松村 公正君) 今までの土地状況を見つとしゃが。
- ・・・(・・・君) 期間のうんぬんが、結局状況によってからになると思うんですね。
- 議長(松村 公正君) そるけんそのその話が出たたい、その境はどがんじゃろかてこの間は。
- 事務局(上田 賢君) あつとですよ、要綱的なやつが。
- 1番(松本 泰典君) これは取り扱いは転用になつと。
- 事務局(上田 賢君) いや、転用ていうかですね、非農地化ていう言い方ばするとですけど。
- 1番(松本 泰典君) 非農地化ばつてんたい。はよ言うと転用とかかわらんど。
- 事務局(上田 賢君) 転用は、どちらかていうと、一応理由としては、自然発生的に山になったところとか、農地として昔は利用しよらしたですけど、もう今は代替わりしたりしてから、農地として利用するのが困難な土地、山に囲まれたところとか、作り手もおらんとこ。
- 1番(松本 泰典君) 法規上はどげんになつと、法規上は、法律的に言うなら。
- 事務局(上田 賢君) 地目変更、農家台帳からの除外という考え方になります。
- 1番(松本 泰典君) そら個人で申請、取り扱いせなんと。

- 事務局（上田 賢君） 登記ですか。基本的に登記はですね、可能であれば事務局の方で取りまとめしてから登記申請をしたいとは考えております。
- 1番（松本 泰典君） 登記する場合は費用のかかるたい。
- 事務局（上田 賢君） いや、地目変更登記はですね、タダです。タダというか手数料がかからない。法務局へはですね。それは土地家屋調査士さんとかに頼むとそれはかかるて思います。
- 1番（松本 泰典君） なら売買の場合ははよ言うたい、畑ばってん、これが終わった場合は山林か雑種地か原野でよかったです、取り扱い上は。
- 事務局（上田 賢君） 取り扱い上は農地法上の許可は要らないということです。だけん、あと金額はお互いで決めてくれということです。
- 1番（松本 泰典君） だけん、それが現在買うならまた転用はいつとだろ。まだ登記は終わっとらん。
- 事務局（上田 賢君） 登記が終わっとらん状態でも非農地の通知を持っていかすならば、いっぺん地目変更登記をしてから売買になると思います。ちょっと地目変更登記と売買を一緒にさすときのことは。
- 1番（松本 泰典君） これの中にくさい、早く言ったら農振地は入っとらんと。
- 事務局（上田 賢君） 農振地は入ってます。
- 1番（松本 泰典君） 入っとんね、それも簡単にできるわけ。
- 事務局（上田 賢君） もう農地として除外するんだったならできます。
- 1番（松本 泰典君） それができるわけ。
- 事務局（上田 賢君） いや、やっぱりそこは協議のうえでになります。
- 1番（松本 泰典君） ならたい、農振地に竹持ってきて植えて、地目ば変えてくれるのができるの。
- 事務局（上田 賢君） 基本的に自然発生的にやけんですね。竹ば。
- 1番（松本 泰典君） 何年かしたら竹も植わるし。
- 事務局（上田 賢君） ただ、それで農振除外するメリットはあんまなかごた気のする。そっからまた使おうて思うなら全部伐採してから竹の根ば全部。
- 議長（裕村 公正君） 大体その農振地は10ha以上あつとこっじゃろけん。そがんばかりじゃなか。
- 事務局（上田 賢君） そがんばかりじゃなかです。原則は10ha以上のところは全部農用地に入れなさいというようなことですね、あとは農地の利用として、保全すべきところとか、あと公的資金を投入したところなので、小規模基盤整備をしたところも農用地になります。
- 1番（松本 泰典君） これが隣接地にあれがあって、それば何というか転用できる、

農振地に入っとながらこの隣接地にあったとするやん、ね、そしたらもう手入れのとどかんけん、この農振地も一緒に除外できますかてなってくたいな。

○事務局（上田 賢君） それは多分お断りせんといかんでしょうね。まだ今は手のとどいとらんだけですので。

○1番（松本 泰典君） こら何ですか。

○事務局（上田 賢君） 図面のです。半分ずつ回したけん。

○1番（松本 泰典君） 1枚しかなか。

○事務局（上田 賢君） ……それと一緒にですね、すぐやんなはったけんがどげんしなはつとかなて思うて。

（雑談）

○議長（松村 公正君） 見てもろたですかね、かなりですね、孟宗、雑木畑ですね、まだまだですね、あとの楽しみでございます。

この件につきまして何かご質問ございませんか。（質問していいですかの声）はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） これはここで農地から外れるわけですけども、毎年農業委員さんの夏の調査のときは、地図上にはどがんなとととですか。回らんでよかつたしょうそこは。

○事務局（上田 賢君） そこは回らなくていいように地目変更等が間に合えば図面のほうは修正になります。あとちょっと可能であればですね、非農地化したところは非農地化というふうな形、どっちかですね、色分けを変えるか、非農地化のところはそういった言葉を入れ込むかというのは、ちょっと検討は必要だろうとは思っております。

○5番（原 靖君） いや、今回ちょうど僕が担当するところがいっぱいざらとあるけんが。

○議長（松村 公正君） この辺りがやっぱり一番大ごとなところでもんね。

○5番（原 靖君） そう、そうです。

○1番（松本 泰典君） 境もよおとわからんごととして。

○5番（原 靖君） どこがどこかわからんごたつとこつですもんね、山の中で。

○議長（松村 公正君） さっき言った鹿島はですね、ドローンでしたそうすたい、ドローンで。ばってんがですね、あとをすることにはですね、300万ぐらいかかって、いろいろ、そるけん金のかかるけんね、最初は試験的なこつで金んかからんだったですね、だけんやっぱり金のあんまりかかりすぎるけんていうこつじゃつたそうす。

○5番（原 靖君） ドローンでしてわかつたつですか。わかると。

- 議長（松村 公正君） ばってんがわかるばってんが、やっぱり地図上のごついかん  
ですたいね、境が。そるけんそういうとをすっとしゃがかなり金のかかっていうこ  
っでですね。荒れとるばいなあていうとはですね、上から見るけんわかるばってん  
がですね。
- 5番（原 靖君） 実際は足で、目で見らないかんというですね。はい、ありがと  
うございます。
- 議長（松村 公正君） ほかにございせんか。
- 1番（松本 泰典君） いや、ちょっと関連するけど。
- 議長（松村 公正君） どうぞ。
- 1番（松本 泰典君） 現在は地目は山林ですよ。ほって隣が畑で、山林のところ  
がですね、きれいになつとつとですよ。そこも根っこをこいで畑にするみたいな考え  
らしかばってん、そらどがんなつとですか。
- 事務局（上田 賢君） まず農地にするときにはですね、農業委員会の許可というの  
は特に受けてはないです。
- 1番（松本 泰典君） 要らん。
- 事務局（上田 賢君） はい。農地にするときに。
- 1番（松本 泰典君） 農地というか、農地たいな、農地になつとつたい。現在山林。
- 副会長（竹島 久利君） でもそこは山林じゃないと、山林だろ。
- 1番（松本 泰典君） 現在は山林、地目は。
- 副会長（竹島 久利君） 地目は山林だろ。それを。
- 1番（松本 泰典君） 隣が畑。
- 副会長（竹島 久利君） それを畑にするわけ。
- 1番（松本 泰典君） 畑にさすと。
- 副会長（竹島 久利君） 山林を。
- 1番（松本 泰典君） うん。火事できれいに燃えたけん。根っこをこいで畑にする。  
よかつかいね。
- 事務局（上田 賢君） 農地を農地以外のものにするときには農地法の許可、転用で  
すよね、必要ということになってるんですけど、農地にするときにはですね、特に  
その規制はないです。
- 1番（松本 泰典君） なら地目はあくまでも山林でよかと。
- 事務局（上田 賢君） 一応ですね、不動産登記法だとですね、現況が変わったとき  
には登記はしなさいというのは一応あるのはありますので、あとあとの本人さんが  
わかりやすかごとするには、やっぱり登記地目も変更されとつたがわかりやすかと  
思います。特に代替わりしたりすつと、何で山林になつとつととかいう話になると

わかりにくくなると思います。

- 1番(松本 泰典君) いや、地主さんがしなっとじゃなくて、そこを借りらすわけ、借り手。問題はなかろと思うばってん。
- 事務局(上田 賢君) 問題はなかです。
- 副会長(竹島 久利君) ただね、その地目変更すれば、今度は山林から畑になるたい。
- 1番(松本 泰典君) ほっでん法律上は何もなかならそのままよかわけ。
- 副会長(竹島 久利君) いやいや、そうすると今度は地目変更するたい。そうすると今度は固定資産がかかるわけかな。
- 1番(松本 泰典君) 関係なかろたい。
- 副会長(竹島 久利君) いや、関係なちゆうが、山林から畑にするたい。畑にした場合。
- 事務局(上田 賢君) いや、地目変更登記じゃなくて、固定資産は原則として現況課税なので。
- 1番(松本 泰典君) 変わらんけん、地目は変わらんけん固定資産は変わらん。
- 副会長(竹島 久利君) 現況課税だけん、ならんかね。
- 事務局(上田 賢君) 現況課税なので、登記地目に左右されることはないんじゃないかなと思います。あくまで現況課税。
- 副会長(竹島 久利君) いやいや、その畑にしてもよ。
- 事務局(上田 賢君) だけん現況課税です。
- 副会長(竹島 久利君) 畑に登記をしてよ。
- 事務局(上田 賢君) いや、だけん畑にすつとわかりやすうはあつですたいね、畑だけん畑の課税になる。
- 副会長(竹島 久利君) 固定資産はかからんかね、ほんなら。
- 事務局(上田 賢君) いや、固定資産は普通かかってます。
- 副会長(竹島 久利君) 山林でもね。
- 事務局(上田 賢君) 山林でもかかってます。
- 副会長(竹島 久利君) だけん畑になれば変わってくるやろ。
- 事務局(上田 賢君) 変わってくると思います。ただ現況課税です。
- 副会長(竹島 久利君) 面積に応じて。現状が山林やろ。
- 事務局(上田 賢君) 登記地目は山林で現況が畑になった場合のことですな。だけん固定資産税は現況課税です。
- 1番(松本 泰典君) 届けんならそのままよかつだろ。
- 副会長(竹島 久利君) 山林たい、いつまでも山林たい。

- 1番（松本 泰典君） 届ける必要はなかつたろたい、転用せんでよかなら、そのままよかていうとはそのままよかていうこつだろ。
- 事務局（上田 賢君） 転用というかですね。
- 1番（松本 泰典君） 転用というか、畑にしましたというあれは何も要らんわけでしょう。
- 事務局（上田 賢君） 今のところ届出はうちはもらうごつはしてなかですね。
- 1番（松本 泰典君） ならほんならそのままよかわけじゃない。
- 事務局（上田 賢君） ただ、一応農地法だと、現況が畑のものについても農家台帳には記載しなさいというようになってます。
- 1番（松本 泰典君） ほっでんそれが期間的に永久的なもんじゃなくて、一応5年ていうあれはなつとるばつてん。5年になればまた元に戻る。
- 俺もちょっと聞かれたけん質問、答えは、そのままよかつじゃなかって言うたわきたい。
- 議長（松村 公正君） そのあたりはしっかり調べて。
- 事務局（上田 賢君） またご返事をさせていただきます。
- 議長（松村 公正君） この間もちょっとその問題の出で、そこのところはまた山林にして、そしてすぐまた開墾したけんていうて明くる年農地に戻したということの報告があったです。
- 1番（松本 泰典君） 逆の立場だけん、よかこつだけんよかつたじゃなかかいて俺は言うちゃおつたたいな。荒らかすとじゃなくて早よ言うならよかほうにいくとやけん。将来、昔はね、多分畑やったと思うとですよ。戦後かなんか山林に変えたつだろと思うんです。
- 議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。（よかですかの声） はい。
- 2番（荒木 勝治君） 2番、荒木です。この非農地では大体耕作地の何割ぐらいになったでしょうか。
- 事務局（上田 賢君） ちょっと具体的な数字が今出てこんとですけど、とりあえず利用状況調査で出してもらったやつはB分類ですね、のやつで、候補としては370万㎡だけん370ha、（37町の声） いや370町、（370町の声） で、単純に登記地目が田んぼ、畑のものは、たしか南関町が2,000haぐらいだったと思います。2,000町ぐらいです。なので6分の1ぐらい、ぐらいですたい大体、が非農地化の候補になってます。単純に利用状況調査だけの結果というところ。
- 2番（荒木 勝治君） もう一つよかですか。3年前から去年、今年ですか、どのぐらいずつ増えていこるですか。
- 事務局（上田 賢君） すみません、そこの統計はちょっととってないんですけど、

でも確か1割、2割は増加していると思います。だけんもともと多分、そこまでは増えとらんかな、多分350とかだったんじゃないかなと思います。

○2番（荒木 勝治君）（聞きとれず）しまったらもっと増えていくような感じはあるでしょうか。

○事務局（上田 賢君）そうですね、恐らく単純に減るという方向にはなかなか向かないんじゃないかなと。

○2番（荒木 勝治君）大体そんなふうになってますよね。

○事務局（上田 賢君）やっぱり作りにくいところていうのとか、作ってもなんか、だからその作ったしこに見合わないところていうか、条件がやっぱり悪いところをどんどん、谷間とかやっぱり外していかれる、やっぱりそういうところはやっぱり竹とかも生えやすいので、やっぱりそういう傾向になるんじゃないかなと。

○2番（荒木 勝治君）やっぱり山かげは手入れしてもそんなに。

○事務局（上田 賢君）ですよ、水も多かし、米も作れんていうし、山間だとやっぱりイノシシが多いけんが、その対策とかにもやっぱり手間がかかるけんていうところで、やっぱりどんどんそういうふうになっていくところはみられますね。

○2番（荒木 勝治君）はい、ありがとうございます。

○議長（松村 公正君）田んぼと畑の割合はどのくらいになっと。

○事務局（上田 賢君）すみません、そこはですね、（わからんの声）わからんですね。

○議長（松村 公正君）まあよかです。ならよかです、はい。

○事務局（上田 賢君）ちょっとすみません、私、資料ばあらためて。

○議長（松村 公正君）これが1カ所に寄っとんならな、基盤整備どんしてすつとよかばってんが、あっちこっちあっちこっちなもんですけん。

ほかにございせんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君）ないようでございますので、採決いたします。

第41号議案について、非農地化に判断することにご異議ございせんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君）ありがとうございます。異議なしと認め、第41号議案は、非農地化に判断することに意見決定いたしました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（松村 公正君）続きまして、何か事務局よりの説明、報告事項ございますか。

○事務局（上田 賢君）特に今回はございません。

○議長（松村 公正君） 皆さんからご意見、ご質問ございませんか。何でもよろしいですが。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、お諮りいたします。本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（はいの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、処理することにいたしました。

本日は慎重審議いただきましてありがとうございます。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

-----○-----

## 7. 閉 会

○事務局長（東田 彰夫君） それでは、閉会を副会長にお願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これをもちまして第11回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午前10時17分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人